

新潟県内（新潟市、長岡市及び上越市を除く。）の要措置区域

| 整理番号 | 指定年月日 | 指定番号 | 指定する区域の所在地（土地の表示）※ | 面積 (平方メートル) | 指定基準に適合しない 特定有害物質の種類 |
|--------|-----------------------------------|------|---|----------------|--|
| 整-R2-6 | 令和2年9月11日 | 要-5号 | 五泉市南本町三丁目114番1の一部、115番1の一部、115番2の一部、115番3の一部、116番1、116番2及び116番4 | 1,095.7 | クロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン |
| 整-R4-1 | 令和5年3月14日 (一部解除) 令和6年10月11日 | 要-6号 | 村上市田端町3647番25の一部、3647番26の一部及び3761番5の一部 | 37.8 | 砒素及びその化合物 |
| 整-R6-1 | 令和6年10月4日 | 要-7号 | 五泉市赤海字下久保3631番14の一部 | 100 | ふっ素及びその化合物 |

※ 指定時の地番を表記しているため、区域指定後の分筆等により現在の地番と異なる場合があります。